

江東区ゴルフ連盟研修会規定

(目的)

第1条 江東区ゴルフ連盟研修会（以下「本会」という）の目的は次のとおりとする。

- (1) 都民体育大会（区市町村対抗ゴルフ競技）選手選考
- (2) 会員のゴルフ技術と人格の向上、及び会員相互の親睦を図る

(所管)

第2条 本会は江東区ゴルフ連盟研修委員会（以下「研修委員会」という）が所管する。

(事業)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互研修を図るための競技会等の開催
- (2) 会員のゴルフ技術及びエチケット・マナーに対するアドバイス
- (3) その他会員相互の親睦を深める行事

(会員)

第4条 次の資格を満たすものは会員になることができる。

- (1) 江東区ゴルフ連盟の会員であること
 - (2) 原則として男子はHDCCP「15」女子は「20」までであること
- 2 会員は、エチケット及びマナーにおいて、江東区ゴルフ連盟会員の模範となるよう努力する。

(会費)

第5条 会員は、毎月1月から12月までを1年度とする年度の会費を負担する。

- 2 年度会費は12,000円とし、本会が定める期限までに納入しなければならない。

(入会)

第6条 本会への入会を希望する者は、別記第1号様式に必要事項を記入し、届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員が会員資格の喪失により本会を退会する場合、又は退会を希望する場合は、別記第2号様式に必要事項を記入し、届け出なければならない。

(休会)

第8条 会員が病気等やむを得ない事情により休会する場合は、別記第2号様式に必要事項を記入し、研修委員会の承認を得なければならない。又復会するときも別記第2号様式で届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を毀損又は秩序を乱した場合、もしくは本会の目的に背く行為を行なった場合、会費その他の支払いを怠った場合は研修委員会によって除名することができる。

(競技会)

第10条 競技会は、原則として毎月1回開催する。

- 2 競技会に参加する会員は、各回の参加申込締切日までに申し込む。
- 3 会員は申し込んだ競技会を欠場するときは届け出なければならない。
- 4 無断欠場のときは1回の出場停止とする。但し、病気や事故、家族の不幸等緊急やむを得ない事情で届出ができなかったと研修委員会が認めた場合は、出場停止とはしない。
- 5 競技会はスクラッチ制として、各クラス上位5位までのポイント制で運営する。
なお、競技参加者には1点を付与する。
- 6 年度の集計ポイントにより上位入賞者を表彰する。
- 7 その他競技会の運営に必要な事項は別に定める。

(選手選考)

第11条 8月終了までの成績をもって都民体育大会への選手選考を行う。選手選考は下記の方法とする。

- ・Aクラス 昭和37年(1962年)12月31日以前に誕生の者
競技会年間ベストスコアの合計4回の平均スコアにより上位2名を選考
- ・Bクラス 昭和38年(1963年)1月1日以降に誕生の者
競技会年間ベストスコアの合計4回の平均スコアにより上位2名を選考

(役員)

第12条 本会に下記役員を置く。

- 1 会長1名・副会長1名・総務1名・会計監査1名。
- 2 役員任期は、2年とする。
- 3 本会に顧問(前任の会長)を置く事ができる。
- 4 役員は総会において選任する。

付 則

2017(平成 29 年)2 月 1 日制定

2017(平成 29 年)4 月 15 日改定

2017(平成 29 年)12 月 14 日改定

2018(平成 30 年)8 月 22 日改定

2019(令和元年)9 月 4 日改定

2020(令和 2 年)12 月 16 日改定

2021(令和 3 年)2 月 17 日改定